

宮崎県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（令和2年6月1日から令和3年3月31日まで）

1 背景及び目的

宮崎県においてニホンジカは、県南部の一部区域を除いて、ほぼ全域に生息しており、平成30年度末の生息数は約101,000頭と推定している。特に県北、県央部の県境付近及び県西部の霧島地域で生息密度が高くなっている。

また、平成30年度のニホンジカによる農林作物等への被害額は約1億6千万円で野生鳥獣による被害額全体の46%を占めており、深刻な状態が続いている。

このような状況を踏まえ、本県では「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」を策定し、生息数を令和5（平成35）年度末に平成25年度末の約半数にあたる63,000頭以下とすることを管理目標としている。

この目標を達成するため、狩猟、有害鳥獣捕獲に加え、当事業により集中的に捕獲を実施することにより、捕獲強度を高める。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

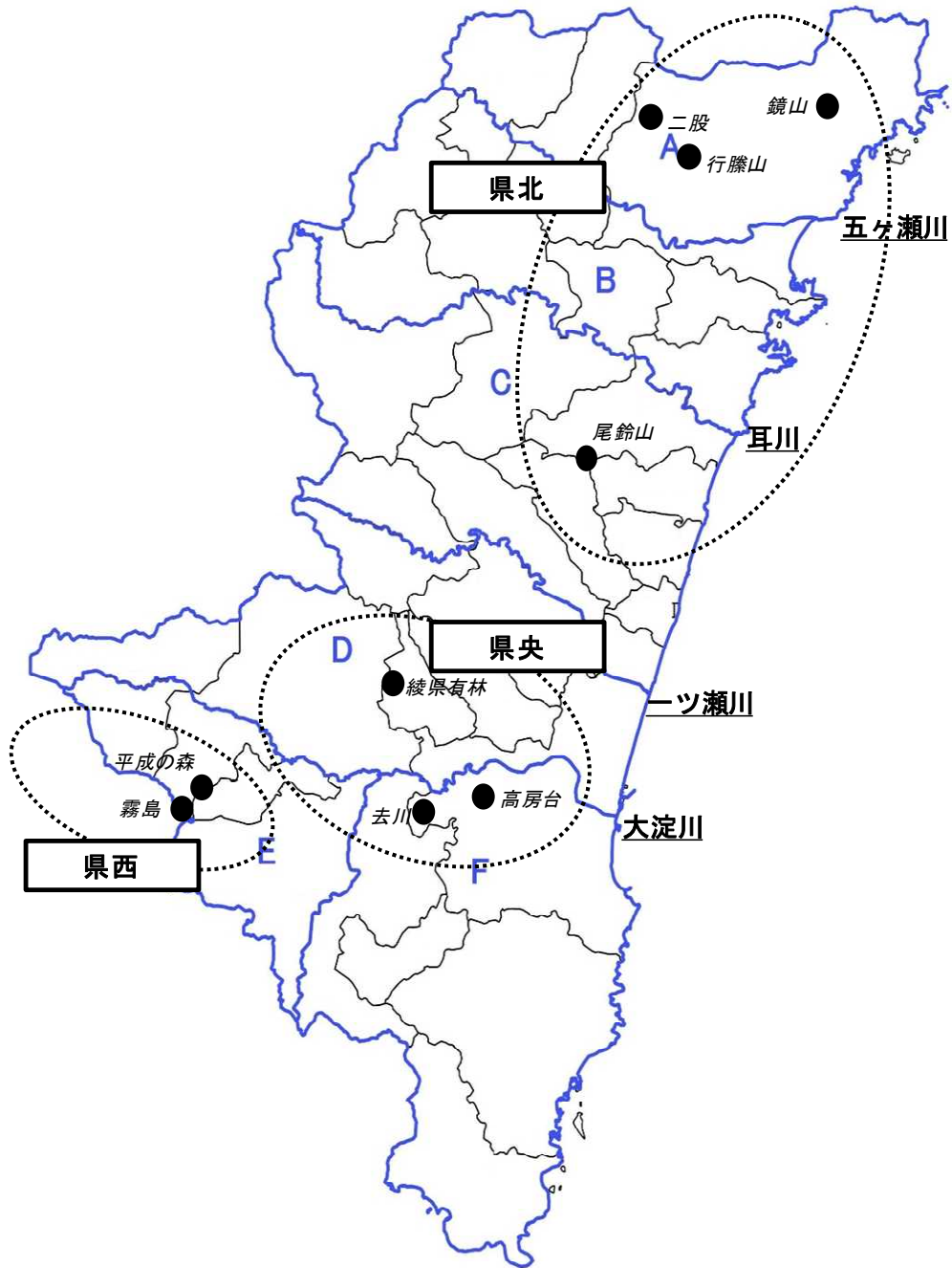
実施区域名	実施期間
県北	令和2年7月1日～令和3年3月31日 うち、捕獲作業を行う期間：令和2年8月1日～令和3年2月28日
県央	令和2年7月1日～令和3年3月31日 うち、捕獲作業を行う期間：令和2年8月1日～令和3年2月28日
県西	令和2年7月1日～令和3年3月31日 うち、捕獲作業を行う期間：令和2年8月1日～令和3年2月28日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等※	選定理由	他法令等
県北	鏡山・行藤山・二股鳥獣保護区（延岡市）、尾鈴山鳥獣保護区（日向市、木城町、都農町）	生息密度が高い鳥獣保護区であり、自然生態系を保全する観点から、集中的に捕獲を行う必要があるため。	県指定鳥獣保護区（特別保護地区除く）、日豊海岸国立公園、国有林
県央	綾県有林鳥獣保護区（綾町）、高房台・去川鳥獣保護区（宮崎市）	生息密度が高い鳥獣保護区であり、自然生態系を保全する観点から、集中的に捕獲を行う必要があるため。	県指定鳥獣保護区、九州中央山地国立公園、国有林
県西	霧島鳥獣保護区（小林市、えびの市、高原町、都城市） 平成の森鳥獣保護区（小林市、高原町）	生息密度が高い鳥獣保護区であり、自然生態系を保全する観点から、集中的に捕獲を行う必要があるため。	国指定鳥獣保護区（特別保護地区除く）、霧島錦江湾国立公園、国有林

※必要と認められる場合は当該鳥獣保護区周辺を含むことができるものとする。

事業実施区域位置図



5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県北	捕獲数 105 頭
県央	捕獲数 40 頭
県西	捕獲数 70 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
県北	銃猟※ わな猟	捕獲業務を受託した事業者（以下「受託者」と調整の上、決定する。
県央	銃猟※ わな猟	受託者と調整の上、決定する。
県西	銃猟※ わな猟	受託者と調整の上、決定する。

※ 止めさしでの使用を想定

②作業手順

<p>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。</p> <p>ア 関係者等との調整 関係市町村、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い、合意形成を図る。</p> <p>イ 捕獲等の実施 本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に捕獲業務を委託し捕獲を実施する。</p> <p>ウ 安全管理 受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築する。 事前に地域住民等に周知し、捕獲の際は、監視員を配置するなど事故等の防止を図る。</p> <p>エ 捕獲した個体の回収・処分方法 捕獲した個体は埋設するか、搬出して適切に処分する。</p> <p>オ 錯誤捕獲の場合の対応</p> <p>ア) ニホンジカ以外の獣（次項 イ）を除く）が捕獲された場合は、放獣する。</p> <p>イ) 指定管理鳥獣であるイノシシ及びその他有害獣又はアライグマ等の特定外来生物が捕獲された場合は、殺処分とする。 なお、イノシシ、アライグマ等が捕獲されることが十分想定される場合は、予め所要の手続きをとるものとする。</p> <p>ウ) ニホンカモシカが錯誤捕獲された場合は、受託者は速やかに県に連絡し、その指示に従うものとする。</p> <p>カ 捕獲情報の収集及び評価 受託者から捕獲数、場所、性別、捕獲個体サイズ、捕獲作業量等の情報を収集し、事業評価を行い、必要に応じて評価を踏まえた実施計画の見直しを行う。</p>
--

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

[実施主体] 宮崎県

[実施方法]

- 実施計画の策定・検討：直営（一部委託）
- 生息状況・被害状況等の調査：委託（環境コンサルタント）
- 捕獲、捕獲個体の搬出・処分：委託（認定鳥獣捕獲等事業者等）
- 捕獲情報等の収集・整理・検討：委託（環境コンサルタント）
- 事業評価・検証：直営

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・地域住民や関係者に対し、事業内容について十分な周知を図る。
- ・入込が多い場所での捕獲は避けるなど、捕獲場所の選定について十分な配慮を行う。
- ・銃器を使用する場合は、実施区域に注意看板の設置及び監視員を配置し、また、必要に応じて、土地所有者と調整の上、立入規制を行い、住民等の安全を確保する。
- ・わなを使用する場合は、わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示等を行う。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地では、捕獲は行わない。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣保護管理法に加え、森林法、自然公園法、また事業管理に当たって関連する銃刀法、火薬類取締法、電波法等の法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・捕獲情報や作業記録等の情報収集を徹底し、分析、評価を行い次年度以降の実施計画に反映させ、効率的な管理を推進する。
- ・捕獲方法、捕獲した個体の処分方法は、できるだけ自然生態系に影響のない方法を検討する。
- ・ニホンカモシカの生息が想定される場所では、錯誤捕獲がないよう十分な配慮を行う。

(3) 地域社会への配慮

事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、当事業を通じて、鳥獣管理の必要性について普及啓発する。